

身体、知的、精神に障がいのある方の経済的な負担を軽くするために

身体障がい者等に対する軽自動車税の減免について

対象 次の①～③全てに該当する方（身体障がい者等1人につき1台）

① 身体障がい者等本人、または生計を一にする方が所有する軽自動車（自家用）であること

② 身体障がい者等本人、または生計を一にする方が専ら障がい者のために運転するもの（世帯全員が身体障がい者等の場合）は、常時介護する方が運転していること

③ 障がいの程度が下表1または2のいずれかにあてはまること

※車が身体障がい者等のための特殊構造で、専ら身体障がい者等の利用に供するため、軽自動車も減免対象となります。

※自動車税（県税）の減免を受けた方は対象外となります（軽自動車税で減免を受けた方は、自動車税が対象外となります）。

申請方法 軽自動車税納税

通知書（5月上旬送達）が届いたら、5月24日（金）までに税務課窓口で申込み

※申請は毎年行う必要があります。

持ち物 ○納税通知書

○障害者（または戦傷病者）手帳等

○運転者の運転免許証

○印鑑

○納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード（代理人が申請する場合はコピーでも可）

※精神障害者保健福祉手帳を持参する方は、自立支援医療受給者証も持参してください。



税務課 課税担当

☎内線 134・135

1. 身体障がい・戦傷病

| 障がい区分 | 減免の級別（障がいの程度） | |
|------------------------|---------------|-------------------------------|
| | 身体障害者手帳 | 戦傷病者手帳 （身体障害者手帳の交付がない場合） |
| 視覚 | 1級～3級、4級の1 | 特別項症～第4項症 |
| 聴覚 | 2級、3級 | 特別項症～第4項症 |
| 平衡機能 | 3級 | 特別項症～第4項症 |
| 音声機能または言語機能 | 3級 | 特別項症～第2項症 （こゝ頭が摘出された場合に限る） |
| 上肢 | 1級、2級 | 特別項症～第3項症 |
| 下肢 | 1級～6級 | 特別項症～第6項症 |
| 体幹 | 1級～3級、5級 | 第1款症～第3款症 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能 | 移動 | |
| 心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能 | 1級、3級 | 特別項症～第3項症 |
| ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能 | 1級～3級 | 特別項症～第3項症 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 | 1級～3級 | 特別項症～第3項症 |
| 肝臓機能 | 1級～3級 | 特別項症～第3項症 |

2. 知的障がい・精神障がい

| 知的障がい | 療育手帳 |
|-------|------|
| 精神障がい | ①・A |

※半身不随のような合併症の場合は、障がい区分ごとに判断します。例えば障がい名が「左上下肢機能の身体障害6級」であっても、これを個別に判断すると上肢7級・下肢7級となる場合は減免対象外となります。

改元に伴う文書等の元号表記について

5月1日に元号を改める政令が施行され、元号が「令和」となりました。これに伴い、町が発行・発送する文書等に表記する元号は「令和」を用いますが、既に発行・発送されている文書等や、今後発送される文書等で「平成」と表記されている場合があります。この表記によって、法律上の効果が変わるものではありませんので、「令和」に読み替えていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

（例）会議開催通知、納税通知書、被保険者証 など

☎総務課自治振興担当 ☎内線 214

